

## さやま市民大学実施要綱

平成25年12月27日市長決裁  
(平成28年4月 1日一部改正)

(目的)

第1条 市は、市民、教育機関、事業者及び公共団体等の協働の取組みを通じて、地域づくりに資するための知識や技能に係る実践的な学習機会を提供することにより、市民の生きがいを創造し、地域を支える人材を育成するとともに、活力があり、豊かで安心できる「元気な狭山」を実現するため、さやま市民大学（以下「市民大学」という。）を設立する。

(名称及び位置)

第2条 市民大学の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 さやま市民大学

位置 狭山市狭山台一丁目21番地 狭山元気プラザ内

(理念)

第3条 市民大学の理念は、次のとおりとする。

「元気な狭山を支える人づくりと人を活かす仕組みづくり」

(学長)

第4条 市民大学に学長を置く。

2 学長は、必要に応じ、運営委員会に出席し、市民大学の企画及び運営について助言を行うとともに、市民大学を代表する。

3 学長は、次の要件を備えている者とし、非常勤特別職として市長が委嘱する。

(1) 市民大学の目的・趣旨を理解し、協力する熱意のある者

(2) 市民大学の企画及び運営について、専門性を有する学識経験者で、運営委員会に助言ができる者

(3) 政治、宗教及び営利を目的としない者

4 学長の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

(事業)

第5条 市民大学は、次の事業を行う。

(1) まちづくりを担う人材の育成事業

(2) 学びの成果を地域社会のなかで活かす仕組みづくり事業

(3) 学びを通しての生きがいくくりと仲間づくり事業

(4) 調査・研究事業

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(講座受講対象者)

第6条 市民大学の設置する講座の受講対象者は、市内在住・在勤・在学の16歳以上の者とする。ただし、市長が特に認める者はこの限りではない。

(運営組織)

第7条 市民大学の運営に関する必要事項を協議するため運営委員会を設ける。  
組織の運営に関して必要な事項については、別に定める。

(市民による運営)

第8条 市民大学は、その設置の目的を効果的に達成するために、狭山市協働ガイドラインに定める狭山市の協働の基本理念に則り、市民が構成する公益的活動を行う団体等に委託することができる。

(事務局及び教室等)

第9条 市民大学の事務局は、狭山元気プラザ内に置き、教室等は次に定めるところとする。

(1) 狭山元気プラザ内

(2) 市内の大学キャンパス等

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民大学に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。